

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	津市 特別児童扶養手当に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

津市は、特別児童扶養当事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

津市長

## 公表日

令和7年6月23日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当の支給に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特別児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答</li><li>・特別児童扶養手当証書の交付</li><li>・未支払の手当の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答</li><li>・手当の額の改定の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答</li><li>・届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答</li></ul> <p>なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同号に基づく主務省令第2条の表の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表の第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。</p>
③システムの名称	特別児童扶養手当システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表 66の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報の提供の根拠) ○特別児童扶養手当の支給に関する情報については、情報提供ネットワークによる情報提供は行わない。  (情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表・第一欄(情報照会者)が「厚生労働大臣又は都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務」となっているもの(91の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	津市 総務部総務課 文書・公開担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3276

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	津市 健康福祉部障がい福祉課 障がい福祉担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3157
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、申請書に記載された個人番号及び本人情報に誤りがないか、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、申請書に記載された個人番号及び本人情報に誤りがないか、必ず複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月1日	I-5-② 所属長	障がい福祉課長 別府 敏	障がい福祉課長 平田 基洋	事後	
平成28年6月1日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年6月1日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年6月1日	I-4-② 法令上の根拠 (情報提供の根拠)	・第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣又は都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当関係情報」が含まれるもの(26、30、56の2、57、87、116の項)	・第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣又は都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当関係情報」が含まれるもの(16、26、30、56の2、57、87、116の項)	事後	
平成29年6月1日	I-4-② 法令上の根拠 (情報提供の根拠)	(追加)	・第三欄(情報提供者)が「国民年金その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの」が含まれるもの(110、120の項)	事後	
平成29年6月1日	I-4-② 法令上の根拠 (情報提供の根拠)	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。) ・第19条、第30条、第31条、第44条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。) ・第12条、第13条の2、第19条、第30条、第31条、第44条、第59条の2、第59条の3	事後	
平成29年6月1日	I-5-② 所属長	障がい福祉課長 平田 基洋	障がい福祉課長 松田 孝行	事後	
平成29年6月1日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年6月1日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	I-4-② 法令上の根拠 (情報提供の根拠)	<p>○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当関係情報」が含まれるもの(19の項)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣又は都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当関係情報」が含まれるもの(16、26、30、56の2、57、87、116の項)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「国民年金その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれるもの(110、120の項)</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。)</p> <p>・第12条、第13条の2、第19条、第30条、第31条、第44条、第59条の2、第59条の3</p>	<p>○特別児童扶養手当に係る情報については、情報提供ネットワークによる情報提供は行わない。</p>	事後	
平成30年6月1日	I-4-② 法令上の根拠 (情報照会の根拠)	<p>○別表第二省令 ・第37条</p>	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第37条</p>	事後	
平成30年6月1日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	I-5-② 所属長	障がい福祉課長 松田 孝行	障がい福祉課長	事後	
令和1年5月31日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	IV リスク対策	なし	リスク対策を追加	事後	新様式に対応
令和2年5月29日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年5月29日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和4年5月30日	I-1-② 事務の概要	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年5月30日	I-4-② 法令上の根拠 (情報照会の根拠)	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年5月30日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年5月30日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年5月30日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年5月30日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年6月23日	I-1-② 事務の概要	なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合があります。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同号に基づく主務省令第2条の表の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表の第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合があります。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	事後	
令和7年6月23日	I-3 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一46の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第37条	・番号法第9条第1項及び別表 66の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月23日	I-4-② 法令上の根拠 (情報提供の根拠)	<p>(情報提供の根拠) ○特別児童扶養手当に係る情報については、情報提供ネットワークによる情報提供は行わない。</p> <p>(情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二・第一欄(情報照会者)が「厚生労働大臣又は都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務」となっているもの(66の項)</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)・第37条</p>	<p>(情報の提供の根拠) ○特別児童扶養手当の支給に関する情報については、情報提供ネットワークによる情報提供は行わない。</p> <p>(情報照会の根拠) ○番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表・第一欄(情報照会者)が「厚生労働大臣又は都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務」となっているもの(91の項)</p>	事後	
令和7年6月23日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年6月23日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年6月23日	IV リスク対策	(追加)	8. 人手を介在させる作業	事後	
令和7年6月23日	IV リスク対策	(追加)	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	事後	